

第十六回 参議院水産委員会會議録 第十五号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

七月二十四日委員岡田宗司君辞任につき、その補欠として木下源吾君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山 俊一郎君
千田 正君

委員

青山 正一君
野田 俊作君
森 八三二君
松浦 清一君
菊田 七平君

政府委員

農林政務次官 篠田 弘作君
水産庁長官 清井 正君
水産庁次長 岡井 正男君
郵政省電波 監理局長 長谷 慎一君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 岡 尊信君

本日の會議に付した事件

○久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○水産政策に関する調査の件(民間放送の漁業放送に関する件)

○委員長(森崎隆君) 只今から委員会を開会いたします。

本日の議題の第一は、久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案、提案の理由説明を篠田農林政務次官からお伺いいたします。

○政府委員(篠田弘作君) 久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十六年漁業法改正により、久六島周辺の漁場に新たに共同漁業権が設定されるに当りまして、漁場の利用関係と、これに関連して古くから不明確であつた同島の地籍の所屬につき、青森、秋田両県の間に紛争が生じたのであります。爾來二年余、政府としては、両県間の紛争に努めると共に、漁場利用関係の調整のため、漁業法の特例を設けた後に、同島の地籍を決定する方針の下に両県関係者とたびたび協議を重ねて参りましたところ、去る七月十八日両県沿岸漁民の漁業の操業に不安を与えないことを旨とし、両県とも漁業上の問題について完全に意見の一致を見たのであります。

この法律案は以上のような経緯に鑑みまして漁業法の特例を設けようとするものであります。即ちその趣旨とするところは、漁業法によれば、漁場を管轄する都道府県知事が漁業の免許可を行うことになつてゐるのであります。が、久六島周辺漁場に關し、將來万一紛争が起り、その調整のため必要がある場合には、農林大臣がみずから同島周辺の漁場を管轄する県知事の漁業法に基く権限を行うことができるように

いたしましたのであります。何とぞ慎重に御審議の上、速かに御可決されるようお願いいたします。

○委員長(森崎隆君) 有難うございました。引続きまして同法案につきましの御説明を水産庁のほうからお願いたします。

○政府委員(清井正君) 只今提案理由の御説明があつたのでございますが、なお少しく御説明を附加したいと思います。問題となつております久六島は青森、秋田両県の真西の線のやや北にございまして日本海上の島嶼でございまして、本土より約二十哩程度の距離にある極く小さな岩礁でございまして、この問題につきましましては、地籍の問題につきましまして、青森、秋田両県において古くから争いがあつたのでございまして、更に水産関係といたしまして、同島周辺におきまして、「あわび」、「さざえ」等の貝類の漁業をいたすことがありまして、又一部「たなご」の角網定置漁業をやつておりましたし、或いは更にその周辺海面一帯に「ほつけ」の漁業がございましたので、この問題は地籍という問題と離れまして、更に漁業の問題といたしまして、古くからいろいろ問題があつたのでございまして、併しながら、この問題も爾來両県の関係官民の間におきまして早急に解決いたしたいという機運が、醸成されて参つておりましたので、たゞ「水産庁に於きまして両県の間の紛争の勞をとりまして、過去二年以來、いろ

業をいたしましたのであります。次いで「ほつけ」の漁網の問題が解決いたしましたに伴つて、更に懸案でありますところの久六島周辺の漁業権の問題につきましまして、いろいろ根本的な解決を見出したいということとございまして、又私もこの機会に両県のかたが、何としまして解決したいという機運にありましますから、この際何とか解決できないものかどうかということにつきましまして種々熟慮をいたしまして、数回に互ひまして、いろいろ會談をいたしたのであります。が、これ又幸いに両県当局の熱心なる努力によりまして、六月二十二日より二十四日までの間に於いて相談いたしましたので、最後の協定が根本的な了解に達しましたのであります。その後更に去る七月二十四日最後的に全般に互ひまして、この久六島周辺の漁業に関する問題につきましまして完全な了解に到達し、水産庁が立会の上で両県三者間におきまして協定書の円満なる調印妥結を見ました次第であります。

最後に、久六島問題の解決に関する覚書におきましては、すでに資料により御覧と思ひますが、結局確認事項として三点が上つておるのであります。その第一点といたしましては、「両県沿岸漁民の漁業の操業については、不安のないことを旨とし、將來万一紛争が起つた場合には、農林大臣はみずから知事の権限を行うことができるよう成るべく速かに立法措置を講ずるものとす

る。」ということが、一点として挙つ

る。」ということが、一点として挙つ

る。」ということが、一点として挙つ

ておるのであります。それから第二点
といはしめては、「漁業の免許可
については、漁場の管轄する知事が行
うことになるが、漁場の管轄が明確にな
るまでの間は、漁業法第三十六條の
規定により農林大臣が措置するものと
する。」ということが第二点でありま
す。第三点は、「免許並びに許可漁業
の細目等については、水産庁及び関係
事務当局において速かに協議決定する
ものとする。」という三点をきめまし
て、なお細かい点につきましても決定
をいたしましたのであります。

御審議願います法律案は、この久六
島問題の解決に関する覚え書の第一点
の、いわゆる「両県沿岸漁民の漁業の
操業について不安のないこと」を旨と
し、将来万一紛争が起つた場合には、
農林大臣はみずから知事の権限を行
うことができるよう成るべく速かに立法
措置を講ずるものとする。」というこ
の項目に基いて、今回政府において法
律案の審議をお願いした次第でありま
す。即ち法律案におきましては、「農
林大臣は、久六島周辺の農林大臣が指
定する海域における漁業につき、漁業
調整上特に必要があると認めるとき
は、当該海域内にある漁場を管轄する
県知事の漁業法に基く権限の全部又は
一部を行うことができる。」というわ
けでありまして、特に御説明するまで
もなく、漁業調整上特に必要があるとい
うことを農林大臣が認めるに至りま
した場合には、当該海域に
あるところの漁場を管轄する県知事の
漁業法に基く権限、即ち漁業法の免許
とか、許可とか等あるのでございます
が、そういうた当該県知事の漁業法に
基く権限の全部又は一部を農林大臣が

行うことができる、こういう一本規定
をいたしたのであります。この発動い
たしめる場合におきましては、その
旨を告示しなければならぬというこ
とを更に附加しておるのであります。
まあそういったような法律の基礎によ
つて、この覚え書の第一点がこれによ
つて解決せられておるわけでありま
す。第二点は、これは申すまでもなく、現
行漁業法におきまして、管轄区が明ら
かでないところの漁場については、現
行法の第三十六條によつて農林大臣
が措置することになっておりますので
で、その旨を規定したのであります。
第三点につきましては、先ほど申
上げました通り、両県で完全に協議決
定になっておるのであります。

以上のようなことでございまして、
この法律を御決定願います。つきま
して、以上挙げますような問題につ
きまして、長年関係県におきまして問
題になった懸案がすべて円満に妥結
することができるようであります。極めて
法律は簡単な法律でございまして、特
殊な事情ではございしますが、そうした
実情に基く特別な立法でございます
ので、この点御了承願いたいと存する次
第であります。

○委員長(森崎隆君) 本法律案につ
きまして御質疑のありのかたは順次御
発言を願います……

別に御発言もありませんようです
から、質疑はこれで尽きたものと認
めて御異議はございませんか。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認
めて下され。それではこれより討論に入ります。
御意見のありのかたはそれへ、賛否

を明らかにいたしまして御発言を願
いと思ひます。
別に御発言はございませんか……
それでは御意見もないようございま
すから、討論は終局したものと認めて
御異議はございませんか。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないもの
と認めます。
それではこれより採決に移ります。
久六島周辺における漁業法について
の漁業法の特例に関する法律案につ
きまして、これより採決に入ります。本
法案を原案通り可決することに賛成の
かたの御挙手を願います。

○委員長(森崎隆君) 全会一致でござ
います。
よつて本案は原案通り可決すべき
ものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報
告の内容等諸君の手続は、前例により
まして委員長に御一任を願いたいと存
じます。御異議はございませんか。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認
めます。
それでは本案を可とされましたか
たの順次御署名を願います。

多数意見者署名
秋山俊一郎 千田 正
青山 正一 森 八三一
野田 俊作 松浦 清一
菊田 七平

○委員長(森崎隆君) ちよつと速記を
止めて下さい。
○委員長(森崎隆君) それでは速記を
止めて下さい。

るに違ひないと思ひますが、いろ
な御事情から民間放送を御活用にな
らうというお考えも一つの方法では
ないかと存じます。尤も民間放送は
内海関係で漁業放送を早くからやつ
てくれという熱望が随分協同組合の
ほうからあるのでもございます。それ
で、今民間放送がどういふような計
画になつておるか私にはわかりませ
んが、岡山、高松あたりがこの漁業
放送から考えますと中心になるのじや
ないかと考えておるのです。特に高松
の民間放送設備関係の人からの強い
要望として、是非そういう漁協のか
たの要望に依つて、うんと魚価の放
送とか、天候の放送とか、いろいろ
な問題を全部取上げてやりたいが、あ
れを中心にして放送をするといはし
めて、今何か割当が大体百ございま
したか、何か近くの他の松山、高知、
徳島は皆五百になつておるが、百く
らいたんぞそうですね。それではと
ても瀬戸内海全体に対する漁業放送
の効果を出すことができないので、こ
の点については是非とも一つまあ電
波監理委員会のあるわけなんです
が、その間の御計画なり、御意向な
り、御意向なり、御意向なり、ちよ
つと伺いたいと思ひます。

○政府委員(長谷川一君) 只今お話
の民間放送を漁業方面に活用なさる
ことにつきましては、私も非常に結構
なお話ではないかと思ひます。勿論
この漁業に関する放送の内容の如何に
よりますかは、現在の民間放送ばかり
でなくて、日本放送協会の放送もそ
の協力を求めることができるだらうと
存じますし、又日本放送協会も御協力
するに違ひないと思ひますが、いろ
んな御事情から民間放送を御活用にな
らうというお考えも一つの方法では
ないかと存じます。尤も民間放送は
内海関係で漁業放送を早くからやつ
てくれという熱望が随分協同組合の
ほうからあるのでもございます。それ
で、今民間放送がどういふような計
画になつておるか私にはわかりませ
んが、岡山、高松あたりがこの漁業
放送から考えますと中心になるのじや
ないかと考えておるのです。特に高松
の民間放送設備関係の人からの強い
要望として、是非そういう漁協のか
たの要望に依つて、うんと魚価の放
送とか、天候の放送とか、いろいろ
な問題を全部取上げてやりたいが、あ
れを中心にして放送をするといはし
めて、今何か割当が大体百ございま
したか、何か近くの他の松山、高知、
徳島は皆五百になつておるが、百く
らいたんぞそうですね。それではと
ても瀬戸内海全体に対する漁業放送
の効果を出すことができないので、こ
の点については是非とも一つまあ電
波監理委員会のあるわけなんです
が、その間の御計画なり、御意向な
り、御意向なり、御意向なり、ちよ
つと伺いたいと思ひます。

○政府委員(長谷川一君) 只今お話
の民間放送を漁業方面に活用なさる
ことにつきましては、私も非常に結構
なお話ではないかと思ひます。勿論
この漁業に関する放送の内容の如何に
よりますかは、現在の民間放送ばかり
でなくて、日本放送協会の放送もそ
の協力を求めることができるだらうと
存じますし、又日本放送協会も御協力
するに違ひないと思ひますが、いろ
んな御事情から民間放送を御活用にな
らうというお考えも一つの方法では
ないかと存じます。尤も民間放送は
内海関係で漁業放送を早くからやつ
てくれという熱望が随分協同組合の
ほうからあるのでもございます。それ
で、今民間放送がどういふような計
画になつておるか私にはわかりませ
んが、岡山、高松あたりがこの漁業
放送から考えますと中心になるのじや
ないかと考えておるのです。特に高松
の民間放送設備関係の人からの強い
要望として、是非そういう漁協のか
たの要望に依つて、うんと魚価の放
送とか、天候の放送とか、いろいろ
な問題を全部取上げてやりたいが、あ
れを中心にして放送をするといはし
めて、今何か割当が大体百ございま
したか、何か近くの他の松山、高知、
徳島は皆五百になつておるが、百く
らいたんぞそうですね。それではと
ても瀬戸内海全体に対する漁業放送
の効果を出すことができないので、こ
の点については是非とも一つまあ電
波監理委員会のあるわけなんです
が、その間の御計画なり、御意向な
り、御意向なり、御意向なり、ちよ
つと伺いたいと思ひます。

○政府委員(長谷川一君) 只今お話
の民間放送を漁業方面に活用なさる
ことにつきましては、私も非常に結構
なお話ではないかと思ひます。勿論
この漁業に関する放送の内容の如何に
よりますかは、現在の民間放送ばかり
でなくて、日本放送協会の放送もそ
の協力を求めることができるだらうと
存じますし、又日本放送協会も御協力
するに違ひないと思ひますが、いろ
んな御事情から民間放送を御活用にな
らうというお考えも一つの方法では
ないかと存じます。尤も民間放送は
内海関係で漁業放送を早くからやつ
てくれという熱望が随分協同組合の
ほうからあるのでもございます。それ
で、今民間放送がどういふような計
画になつておるか私にはわかりませ
んが、岡山、高松あたりがこの漁業
放送から考えますと中心になるのじや
ないかと考えておるのです。特に高松
の民間放送設備関係の人からの強い
要望として、是非そういう漁協のか
たの要望に依つて、うんと魚価の放
送とか、天候の放送とか、いろいろ
な問題を全部取上げてやりたいが、あ
れを中心にして放送をするといはし
めて、今何か割当が大体百ございま
したか、何か近くの他の松山、高知、
徳島は皆五百になつておるが、百く
らいたんぞそうですね。それではと
ても瀬戸内海全体に対する漁業放送
の効果を出すことができないので、こ
の点については是非とも一つまあ電
波監理委員会のあるわけなんです
が、その間の御計画なり、御意向な
り、御意向なり、御意向なり、ちよ
つと伺いたいと思ひます。

○政府委員(長谷川一君) 只今お話
の民間放送を漁業方面に活用なさる
ことにつきましては、私も非常に結構
なお話ではないかと思ひます。勿論
この漁業に関する放送の内容の如何に
よりますかは、現在の民間放送ばかり
でなくて、日本放送協会の放送もそ
の協力を求めることができるだらうと
存じますし、又日本放送協会も御協力
するに違ひないと思ひますが、いろ
んな御事情から民間放送を御活用にな
らうというお考えも一つの方法では
ないかと存じます。尤も民間放送は
内海関係で漁業放送を早くからやつ
てくれという熱望が随分協同組合の
ほうからあるのでもございます。それ
で、今民間放送がどういふような計
画になつておるか私にはわかりませ
んが、岡山、高松あたりがこの漁業
放送から考えますと中心になるのじや
ないかと考えておるのです。特に高松
の民間放送設備関係の人からの強い
要望として、是非そういう漁協のか
たの要望に依つて、うんと魚価の放
送とか、天候の放送とか、いろいろ
な問題を全部取上げてやりたいが、あ
れを中心にして放送をするといはし
めて、今何か割当が大体百ございま
したか、何か近くの他の松山、高知、
徳島は皆五百になつておるが、百く
らいたんぞそうですね。それではと
ても瀬戸内海全体に対する漁業放送
の効果を出すことができないので、こ
の点については是非とも一つまあ電
波監理委員会のあるわけなんです
が、その間の御計画なり、御意向な
り、御意向なり、御意向なり、ちよ
つと伺いたいと思ひます。

画が出来上りまして、これは割当ての計画なわけでありすが、これに従つて民間放送をどこにどのぐらいつけるかという具体的なところまで決定いたしまして、それに基いて実は申請を現在審査中なわけでありすが、この計画によりまして、いろいろ御要望もありましたけれども、高松にはどうしても民間放送としての百ワット以上が技術的に不可能な状態でありまして、百ワットで御計画をして頂いておるわけでありすが、なおこの際御参考に申し上げますと、高松には従来から日本放送協会の放送局があります。これも従来地元の非常な強い御要望がありましたけれども、どうしても百ワットから五百に増力することが不可能でありまして、最近まで百ワットのままで運用しておつたのでありますが、今回の計画におきましては、長い間の香川県及びその附近のかたがたの御要望に副うように、このNHKのものだけは多少無理ではありましたが、併しこれ以上民間放送その他のものを増力することは現在不可能な状態にありますので、実は申請者のほうにもよくその事情を御了承願つて現在進んでおるような状態でございます。

○委員長(森崎隆君) この問題につきましては、又いろいろと要望者のほうからものと詳しいような資料を要望されると思いますが、できるだけ一つ民意に答えるように御協力頂きたいと思ひます。

それでは委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時十八分散会

第十部

水産委員会会議録第十五号

昭和二十八年七月二十七日【参議院】

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案(予備審査のための付託は七月二十三日)

- 七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、内水面漁業の免許可料徴収制度撤廃に関する請願(第二三九五号)(第二四四四号)(第二五五六号)
- 一、北海道大瀬漁港築港促進に関する請願(第二四〇八号)
- 一、北海道山背泊漁港拡張工事促進に関する請願(第二四〇九号)
- 一、北海道入漁制限等撤廃に関する請願(第二五〇七号)
- 一、兵庫県妻鹿漁港整備に関する請願(第二五二〇号)
- 一、漁業協同組合の再建整備資金低利融資に関する請願(第二五四三号)
- 一、漁業協同組合の行政委託事務費国庫補助に関する請願(第二五四四号)
- 一、漁港整備費予算増額に関する請願(第二五四五号)
- 一、水産業協同組合法中一部改正に関する請願(第二五四六号)
- 一、漁業の免許可料徴収制度撤廃に関する請願(第二四七号)(第二六四号)
- 一、加工水産物の輸出振興に関する法律案反対の陳情(第二六五号)
- 一、北海道本泊漁港修築工事施行に関する陳情(第三一〇号)

第二三九五号 昭和二十八年七月九日受理

内水面漁業の免許可料徴収制度撤廃に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町一四群島漁業協同組合 会長理事 関口志行

紹介議員 鈴木 強平君 野本 品吉君 伊能 芳雄 君

漁業法改革の目的は、生産力の伸張と漁業の民主化を図りこれに伴う日本民主化、経済再建の一環せる貢献と思ふが、漁業制度改革に要した百八十一億円を免許可料として漁民より吸収し、これに充当することは国家の負担責任において遂行すべき漁業改革の精神に反するものであるから、内水面漁業の免許可料徴収制度は撤廃せられたいとの請願。

第二四四四号 昭和二十八年七月十日受理

内水面漁業の免許可料徴収制度撤廃に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県淡水漁業協同組合連合会長 昌良 八外一名

紹介議員 青山 正一君 千田 正君 松浦 清一君 戸叶 武君 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二五五六号 昭和二十八年七月十四日受理

内水面漁業の免許可料徴収制度撤廃に関する請願

請願者 京都市下京区朱雀分木町八六京都府淡水漁業協同組合連合会長 佐野健太郎

紹介議員 井上 清一君 青山 正一君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二四〇八号 昭和二十八年七月九日受理

北海道大瀬漁港築港促進に関する請願

請願者 北海道函館市長 宗藤 大陸外二十三名

紹介議員 青山 正一君

北海道大瀬漁港は、恵山魚田に出漁する漁業船舶の根拠地としてこれが築港の早期完成は、沿岸漁村民の渴望するところであり、ことに函館市以東には既設漁港がないため、本漁港の築港が完成すれば、漁船の操業期間を延すことができ、また一朝荒大の際の避難港として損害防止に飛躍的な効果をもたらすものであるから、大瀬漁港の築港を昭和二十九年年度を以て完成するよう工費を増額せられたいとの請願。

第二四〇九号 昭和二十八年七月九日受理

北海道山背泊漁港拡張工事促進に関する請願

請願者 北海道函館市長 宗藤 大陸外二十三名

紹介議員 青山 正一君

北海道山背泊漁港は、沿岸漁業船舶の避難所および根拠地として広く利用され、漁船の避難防止と魚田開発上きわめて重要な漁港であることに鑑み、昭和二十六年に第四種漁港に指定され、本港の拡張計画案が具体化の運びにあるが、近年における漁業生産および沿岸漁船等の激増により、本港工事の完成は緊急を要するものであるから、す

みやかに本港拡張工事を施行せられたいとの請願。

第二五〇七号 昭和二十八年七月十三日受理

北海道入漁制限等撤廃に関する請願

請願者 宮城県石巻市湊町一三三石巻水産加工工業協同組合長 及川喜一外 四十九名

紹介議員 吉野 信次君 青山 正一君

宮城県のみでなく太平洋沿岸北部地方の機船底びき網漁業ならびにさんま棒受網漁業等は、北海道入漁制限等によつてはなほだしくその発展を阻害されているから、北海道入漁制度および水揚げの指定撤廃ならびにさんま解禁差の撤廃等の措置をとられたいとの請願。

第二五二〇号 昭和二十八年七月十三日受理

兵庫県妻鹿漁港整備に関する請願

請願者 兵庫県姫路市長 石見 元秀

紹介議員 赤木 正雄君

兵庫県妻鹿漁港は、昭和二十七年五月第三種漁港の指定を受け、次いで八月その整備計画の認可申請を兵庫県当局から農林大臣あて提出中であるが、本漁港は遠く九州、四国および中国西部の漁場に活躍する漁船が近畿地方に荷さばきする門戸にあたり、その整備によつて受ける利益はきわめて広範囲にわたる、また高度の効果をもたらすものであつて、水産振興上早急起工の必要があるから、来年度にその整備諸費の予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二五四三号 昭和二十八年七月十四日受理

漁業協同組合の再建整備資金低利融資に関する請願

請願者 岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合

連合会内 伊藤佐十郎

紹介議員 千田 正君

農林漁業組合等に対する再建整備法の実施により漁業協同組合等の再建は日夜種々の努力が続けられているが、今日の情勢ではその整備は容易でなく、種々の影響からまたたされた資金の溜かつかあるから、この際再建整備組合に対し長期低利な資金を融資せられたいとの請願。

第二五四四号 昭和二十八年七月十四日受理

漁業協同組合の行政委託事務費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合

連合会内 伊藤佐十郎

紹介議員 千田 正君

漁船登録事務その他漁業協同組合に対する行政委託事務が相当多くなつてきており、それに要する経費も相当額になつてきているから、これら経費を国庫補助せられたいとの請願。

第二五四五号 昭和二十八年七月十四日受理

漁港整備費予算額に関する請願

請願者 岩手県大船渡市大船渡町気仙郡漁業協同組合

連合会内 伊藤佐十郎

紹介議員 千田 正君

昭和二十八年八月十五日印刷

第二六四号 昭和二十八年七月十日受理

漁業の免許可料徴収制度撤廃に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸の内丸ビル六二六区大日本水産会

産会気付漁業免許可料制度撤廃運動統一本部内木下辰雄外一名

新漁業法によつて、未だ前例を見ない漁業免許可料制度が創設され、いよいよ本年二月からその徴収が開始されたが、本制度は只に負担能力の点からばかりでなく、理論上からも首肯しかねるから、本制度を撤廃せられたいとの陳情。

第二六五号 昭和二十八年七月十日受理

加工水産物の輸出振興に関する法律案反対の陳情

陳情者 東京都港区芝新橋四ノ一日本冷凍食品輸出組合内

中部謙吉

加工水産物の輸出振興に関する法律案は、現在米国のまぐろ産業と対立的地位にある日本まぐろ産品のみ輸出を振興し、彼等が渴望している日本冷凍まぐろの輸出を阻止するものであり、通商貿易の原則にもとるばかりでなく、米国における反響は、日本まぐろ産業全体に対して致命的なものとなるから、本法案に反対であるとの陳情。

第三一〇号 昭和二十八年七月十六日受理

北海道本泊漁港修築工事施行に関する陳情

陳情者 北海道利尻郡鷺泊村長

榎木栄外二名

北海道本泊漁港は、岩礁および浅瀬のため、その五分の四以上の利用を滅殺され、従つて大型漁船は港内の一部を利用するに止り、充分その機能を發揮することができない実情にある上、本港の西部は砂質地層の急傾斜である関係上、融雪期あるいは暴雨の際には陸岸からの土砂の流入がはなはだしく、次第に深度を減じてますます使用可能範囲をせばめ、漁船のいけい留に大なる支障をきたしているから、本港に防砂護岸を設けるとともに約一千坪の埋立および港内の岩礁破壊、土砂のいゆんせつ等の修築工事を施行せられたいとの陳情。

昭和二十八年八月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局